

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 徴収事務の委託（2件）【小倉北区役所まちづくり整備課】

2

北九州市告示第 2 3 6 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、三萩野公園駐車施設における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 5 月 3 0 日

北九州市長 武 内 和 久

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
トステム株式会社北九州支社	北九州市戸畑区川代二丁目 1 番 2 号	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第 2 3 7 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、延命寺臨海公園駐車施設における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 5 月 3 0 日

北九州市長 武 内 和 久

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
アマノマネジメントサービス株式会社北九州営業所	北九州市小倉南区湯川二丁目 9 番 2 2 号	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 3 1 日まで